

# 八幡浜市賑わい創出事業補助金交付要綱

〔平成29年6月23日〕  
〔要綱第28号〕

改正 平成30年11月27日要綱第57号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市民団体等が自主的かつ主体的に実施する地域の賑わい創出イベント等の開催を支援することにより、本市への交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において八幡浜市賑わい創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「市民団体等」とは、八幡浜市内に活動場所を有するもので次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 地域づくり事業を実施する非営利活動法人、地域づくり団体、ボランティア団体、実行委員会、協議会等
- (2) 文化協会、体育協会等の文化スポーツ団体
- (3) 地域の自治会、町内会等のコミュニティ団体
- (4) 商工会議所、商工会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の産業経済団体
- (5) その他市長が適当と認めるもの

## (補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内外から広域的に多数の集客が見込まれ、かつ、地域経済の活性化に寄与すると認められるもの
- (2) 市のPRや課題解決につながるもの
- (3) 市民団体等により主体的な企画及び運営が行われるもの
- (4) 当該年度内に実施するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象としない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する事業
- (2) 政治、思想又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 特定の個人又は団体等の営利又は宣伝のみを目的とする事業
- (4) 反社会的な活動を行う団体と関係がある事業
- (5) 国、地方公共団体、その他団体の補助制度の対象となる事業  
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助対象経費から除くものとする。

- (1) 飲食費等慰労、懇親又は交際を目的とした経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員に対する人件費
- (4) その他市長が適当でないと認める経費  
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から事業で得た収入を控除した額の2分の1以内とし、1事業につき50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、1つの市民団体等につき1会計年度1事業を限度とする。  
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市賑わい創出事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要書
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、当該決定内容について、申請者に対し

八幡浜市賑わい創出事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）を交付することにより通知するものとする。

2 前項の審査にあたっては、新規事業又は継続的な実施が見込まれる事業を優先して行うものとする。

（事業の内容変更等）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ八幡浜市賑わい創出事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額の変更

(2) 補助対象経費の20%を超える増減

(3) 事業内容の重要な変更

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに八幡浜市賑わい創出事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに八幡浜市賑わい創出事業実績報告書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に対し八幡浜市賑わい創出事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）を交付することにより通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者が補助金を請求しようとするときは、速やかに八幡浜市賑わい創出事業補助金精算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 前条の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、補助事業の完了前において補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする補助事業者は、八幡浜市賑わい創出事業補助金概算払請求書(様式第8号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項に規定する請求書が提出された場合について準用する。

4 前3項の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、収支精算後に残高が生じた場合、残金をすべて市へ返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 申請内容を大きく逸脱して補助事業を実施したとき。
- (4) 補助金を交付の目的以外のものに使用したとき。
- (5) 事業を中止し、又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不正な行為があったとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整理等)

第16条 補助事業者は、その事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整理し、補助事業終了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年11月27日要綱第57号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年度事業から適用する。

## 別表（第4条関係）

区分	主なもの
報償費	講師、イベント出演者謝礼 等
需用費	消耗品費、印刷製本費
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料 等
委託料	会場設営委託料、警備委託料 等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械機器等の借上料
原材料費	諸材料費
その他経費	市長が特に必要と認める経費

八幡浜市長 様

住所

団体名

代表者名

印

八幡浜市賑わい創出事業補助金交付申請書

八幡浜市賑わい創出事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり事業を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 事業の目的及び内容

八幡浜市賑わい創出事業計画書のとおり

3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| (1) 補助事業に要する全経費           | 円 |
| (2) 補助対象経費                | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 ((2)×1/2 以内) | 円 |

4 添付資料

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要書
- (4) その他市長が必要と認める書類

八幡浜市賑わい創出事業計画書

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

1. 事業名	
2. 事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
3. 事業目的	
4. 事業内容	
5. 事業効果	



収支予算書

○ 収入の部

(単位：円)

区 分	合計額 (A) + (B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	備 考
市補助金				
計				

○ 支出の部

(単位：円)

区 分	合計額 (A) + (B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	備 考
計				

※見積書を添付すること

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

八幡浜市長 印

八幡浜市賑わい創出事業交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで提出がありました八幡浜市賑わい創出事業補助金交付申請  
について、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

補助金交付額 円

八幡浜市長 様

住所

団体名

代表者名

印

八幡浜市賑わい創出事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記事業の内容を下記のとおり変更したいので、八幡浜市賑わい創出事業補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業名

2 変更の理由

3 変更の内容

4 補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

5 変更事業計画書

別添「八幡浜市賑わい創出事業計画書」のとおり

※ 様式第1号の収支予算書を添付することとし、変更内容が分かるように、変更部分を2段書きし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。

年 月 日

八幡浜市長 様

住所

団体名

代表者名

印

八幡浜市賑わい創出事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、八幡浜市賑わい創出事業補助金交付要綱第9条の規定により承認を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

八幡浜市長 様

住所  
団体名  
代表者名 印

八幡浜市賑わい創出事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記事業を 年 月 日付けで完了しましたので、八幡浜市賑わい創出事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 補助事業に要した経費及び補助金交付申請額

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| (1) 補助事業に要した全経費            | 円 |
| (2) 補助対象経費                 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 ((2)×1 / 2以内) | 円 |

3 事業の成果

4 事業期間 年 月 日～ 年 月 日

5 添付資料

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書等（写）
- (3) 写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

収支決算書

○ 収入の部

(単位：円)

区 分	計 画 額 (A)	実 績 額 (B)	対 象		差 引 (A) - (B)	備 考
			経 費	外 経 費		
市補助金						
計						

○ 支出の部

(単位：円)

区 分	計 画 額 (A)	実 績 額 (B)	対 象		差 引 (A) - (B)	備 考
			経 費	外 経 費		
計						

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

様

八幡浜市長

印

八幡浜市賑わい創出事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け八 第 号にて交付決定した八幡浜市賑わい創出事業の補助金の金額について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

補助金確定額

円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所  
団体名  
代表者名 印

八幡浜市賑わい創出事業補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金について、八幡浜市賑わい創出事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

内 訳

交付決定額 金 円

受領済額 金 円

今回請求額 金 円

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	



様式第8号（第13条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所  
団体名  
代表者名 印

八幡浜市賑わい創出事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金について、八幡浜市賑わい創出事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

内 訳		
交付決定額	金	円
受領済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

金融機関名	
支 店 名	
預 金 種 目	
口 座 番 号	
フリガナ	
口座名義人	